

保育所等訪問支援のご案内

～「保育所等訪問支援」は、このような相談お受けします！！～

- ☆言葉の遅れがある。
- ☆コミュニケーションが取りにくい。
- ☆こだわりやかんしゃくがある。
- ☆落ち着きがない。
- ☆同じ遊びや一人遊びが多い。
- ☆お友達とうまく遊べず、手が出てしまう。など



※児童が楽しい園生活・学校生活を送ることができるよう、障がい児支援に関する専門的な知識・技術を有するスタッフが訪問し、個々の発達の特性に配慮する点など、保護者及び担当の先生に対してアドバイスを行います。

※児童の力を最大限にひきだしながら、適応能力を育み、集団生活になじめるよう支援するためには、訪問スタッフのみならず、保護者及び担当の先生方のご協力が必要不可欠です。

【対象となる児童は？】

保育所や集団生活を営む施設に通う障がい児

※手帳の有無は問いません。発達障がいその他気になる児童も対象となります。

【訪問先は？】

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校

【頻度は？】

基本として月2回を目安に実施します

【だれが、どのように利用するの？】

- ①利用を希望する児童の保護者が、区役所に利用申請を行います。
- ②保護者に保育所等訪問支援を行う事業者の紹介をします。
- ③事業者から、対象児童が通う保育所等の施設へ、事前に訪問日の日程調整等について連絡があります。
- ④保育所等・保護者・事業者の三者で、具体的な支援内容や日程を相談します。
※保育所等が定めた『個別指導計画』等にあわせて、支援内容を検討します。
- ⑤当日は、身分証を携帯した『保育所等訪問支援事業者』の職員が、施設を訪問し、事前の打合せ内容により、対象児童の支援を行います。

【費用は？】

1回につき1,000円程度の自己負担が必要です。(支援人数などにより変動します)

※自己負担額は、支給決定保護者が、保育所等訪問支援事業者へ支払います。

※世帯の収入に応じて月額負担上限額が設けられています。詳しくは各区保健福祉センター福祉業務担当へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

- *裏面「保育所等訪問支援事業者一覧」
- *各区役所保健福祉課（保健福祉センター）
- *福祉局障害者施策部障害支援課